

## 平成26年第4回苫小牧市国民健康保険運営協議会会議録

日 時	平成26年8月29日(金) 18時00分 ~ 19時00分
場 所	市役所9階 第2委員会室
出席委員	及川委員、粒来委員、丸山委員、熊谷委員、牛丸委員、川口委員、石橋委員、志賀委員、白崎委員、岡田委員
事務局	玉川市民生活部長、相原国保課長、村本課長補佐、川本総務係長、吉田給付係長 佐藤収納係長、近江谷主事、浅野主事
会議次第	<ol style="list-style-type: none"><li>1 開 会</li><li>2 会長挨拶</li><li>3 部長挨拶</li><li>4 報告事項<ol style="list-style-type: none"><li>第1号 国民健康保険運営協議会委員の委嘱について</li><li>第2号 第14回以降の市議会の結果について</li><li>第3号 平成25年度国民健康保険事業会計決算について</li></ol></li><li>5 協議事項<ol style="list-style-type: none"><li>第1号 国民健康保険税の納期数について</li></ol></li><li>6 その他</li></ol>

発 言 者	発 言 内 容
国保課長	<p>開会に先立ちまして、4月1日付けで人事異動がございましたので御報告させていただきます。最初に、総合政策部まちづくり推進課主査から国保課給付係長になりました吉田でございます。続きまして、財政部納税課主査から国保課収納係長になりました佐藤でございます。最後に、私、港管理組合総務課長補佐から国保課長になりました相原でございます。以上でございます。今後とも、どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、ただいまから平成26年第4回国民健康保険運営協議会を開催いたします。開会に当たりまして、会長より御挨拶をお願いいいたします。</p>
会長	<p>本日は大変お忙しい中、また、皆様一日のお仕事、お勤めの後の会合ということで、お疲れのところ大変御苦労様です。遠路よりお越しいただいている委員さんもうらっしゃいます。大変御苦労様です。</p> <p>さて、今回の運営協議会も、色々と報告事項、協議事項とございますが、委員の皆様からの忌憚のない意見をお願いしたいと思っております。先程の国保課長からの報告にもありましたが、事務局も4月1日付けで大規模な人事異動があったようでして、今回が初めての方もいらっしゃいますが、今後とも、どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
国保課長	<p>ありがとうございました。続きまして市民生活部長より御挨拶申し上げます。</p>
市民生活部長	<p>開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、御多忙のところ国民健康保険運営協議会に御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、本日は御案内のとおり、平成25年度国民健康保険事業会計の決算などについて御報告をさせていただきます。昨年度は、平成21年度に累積赤字が解消されて以来5年続けての黒字決算となりました。しかし、このところ、加入者数の減少に伴う保険税収入の落込みと、医療費や後期高齢者支援金、介護納付金などの支出の増加が続いており、今後は、収支の悪化が懸念されているところでございます。本会計といたしましては、健全な事業運営に向けて、引き続き、収納率の向上と医療費の適正化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様との御協力をよろしくお願いいいたします。</p> <p>次に、国民健康保険の都道府県化に向けた動きでございますが、先日、全国市長会など地方3団体と国が都道府県化を話し合う場である国保基盤強化協議会から中間整理案が示されたところでございます。この中間整理案は、国保の財政上の構造的な問題をどう解決するかという方策と国保の運営に関する都道府県と市町村の役割分担についての見直しの方向性が示されたものとなっております。このうち、都道府県と市町村の役割分担では、財政運営は都道府県が担当し、市町村は、保険料の賦課・徴収、保健事業のほか、申請や届出などの窓口業務などを担当する方向が示されております。また、保険料の設定に関しましては、それぞれの市町村が都道府県に納める額を都道府県が定めて、その納付に必要な保険料率、その額を、道に納めるための必要な保険料率を市町村が定めるという分賦金という方針が示されております。しかし、この分賦金方式の細かな部分ですとか、今現在市町村によって異なっている保険料と保険税、この取り扱いをどうするかといった問題、それから保険給付の決定ですとか、資格管理を都道府県と市町村、どちらが担当するかなど、まだ整理がついていない事項が多く残されており、年末を目途に引き続き検討を進め、必要な法律案の来年の通常国会への提出を目指すということになっているところでございます。この度の改正は、国保加入者の皆様への影響も非常に大きなものがあると考えておりますので、今後は、できるだけその経過などを委員の皆様にも報告させていただきたいと考えております。</p> <p>なお、後ほど報告させていただきますけれども、被用者保険等保険者を代表する委員である神馬委員が、3月31日をもって任期満了となり、新たに4月1日付で榑崎健康保険組合の岡田常務理事に御就任をいただくこととなりました。これからどうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>以上、大変簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。</p>
国保課長	<p>それでは、これからの議事進行を会長にお願いいいたします。</p>
会長	<p>早速ですが、次第に沿って進めていきたいと思っております。本日は、報告事項が3件、協議事項が1件でございます。まず、報告事項第1号「国民健康保険運営協議会委員の委嘱について」事務局より報告願います。</p>
国保課長	<p>3月31日付で任期満了となりました被用者保険等保険者を代表する委員について、前任の神馬委員に代わり、新たに岡田委員に4月1日付で委嘱をいたしております。</p> <p>任期は、平成28年3月31日までの2年間となります。以上、御報告させていただきます。</p>

発 言 者	発 言 内 容
会長	ありがとうございます。それでは、新たに委員になられました岡田委員から御挨拶をお願いいたします。
岡田委員	《挨拶》
会長	どうもありがとうございます。是非、色々な立場からの御発言をいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。続きまして、報告事項第2号「第14回以降の市議会の結果について」事務局より報告願います。
市民生活部長	<p>前回、2月の運営協議会以降、市議会において取り上げられた国保に関する事案などについて、御報告いたします。</p> <p>本年2月招集の第14回定例市議会では、国保に関する議案といたしまして、前回の協議会で御承認をいただきました、平成25年度の第2回目にあたります補正予算案と、新年度平成26年度の予算案を提出し、ともに可決され成立したところでございます。このうち、新年度の予算案につきましては、予算審査特別委員会において審議をされておりまして、その際には、国保税の課税限度額ですとか税率改定に関する質問、特定健診、特定保健指導に関する質問など、多岐にわたって質問をいただいておりますので、その主なものを御紹介したいと思います。</p> <p>まず、国保税に関してですが、税率と法定限度額を下回っている課税限度額の見直しを行わないのかとの御質問がございました。税率につきましては、これまでと同様に、基金の積立てがあり収支の均衡が保たれている間は改定は考えないとお答えをし、課税限度額に関しましては、国保制度の都道府県化により、法定限度額への引上げが行われる可能性があるのではないかとということもございまして、そういった方向等にも注意して慎重に改定期を検討したいとお答えをしたところでした。それから、国保税の収納に関しまして、納税者の負担軽減のために、現在年間10期に定めている納期を2回増やして12期とし、1期当たりの納付額を低くすることにより、収納率が向上するのではないかと御質問がございました。12期納付に関しましては、本州で実施している団体がございまして、実施団体への調査を通じて、メリット・デメリットを研究したいとお答えしております。収納率に関しての御質問もありましたが、予算で設定している収納率を下限の目標、最低限クリアしなければいけない基準として、更なる率の向上に努めたいとお答えしております。</p> <p>特定健診の受診率ですとか、特定保健指導の実施率の向上に向けた対策についての御質問もございました。特定健診につきましては、目標の達成に向けて、これまでも電話やハガキによる受診勧奨を行っておりますが、昨年度から開始した個別訪問による勧奨の規模を拡大して、もう少したくさんの人に対して勧奨を行いたいという考えをお答えしております。特定保健指導につきましても、今年度から新たに運動支援プログラムに取り組む予定をしておりますので、その内容についてお答えをしたところでした。ジェネリック医薬品の普及拡大に関しましては、保険証やお薬手帳に貼って、ジェネリック医薬品の利用を希望しますということを医療機関に伝えるためのシールを配布するなどして、利用の促進、普及率の向上に努めるということをお答えしました。以上が2月の定例市議会での議案の概要です。</p> <p>次に、今年6月に第15回の定例市議会がございました。国保に関する事案として苦小牧市税条例の一部改正についての報告をし、議会の承認をいただいております。この改正の内容は、低所得世帯に対する国保税の軽減制度のうち、5割軽減、2割軽減の適用対象者の範囲を拡大したものです。このような改正をする根拠となるのが、地方税法施行令という政令でございまして、その一部改正が本年3月31日に行われておりまして、4月1日までに条例を改正しなければならないということがございました。本来ですと議会を開いて審議をいただくことなんですけれども、このようにスケジュール的に臨時会を開く時間が取れないといった場合には、市長が議会に代わって専決処分という方法で決定することが認められております。市長がこのような理由で専決処分を行った場合には、次の議会に報告をして、御承認をいただく仕組みになっておりまして、6月議会では、その報告を行ったところでした。</p> <p>また、一般質問では、先ほどお話しした国保税の納期数見直しの関係と、特定健診の受診率の向上対策について、2点の御質問がございました。納期数の見直しについては、10期を12期に改めることに関するものでしたが、実施団体へ行った調査結果などをお答えいたしました。この件につきましては、後程、協議事項において皆様の御意見を伺いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。特定健診に関する御質問は、医療機関の少ない地域などへの検診バスによる出前健診ができないかという内容のものでしたが、これに対しては、地域の状況ですとか医療機関との関係なども考慮して、実態を把握し検討したいとお答えしております。</p> <p>最後に、7月に臨時市議会が招集されておりますが、国保に関する案件はございませんでした。以上が、議会の結果でございます。</p>

発 言 者	発 言 内 容
会長	ありがとうございます。ただ今の報告につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。納期数については、協議事項でということによろしいですね。
市民生活部長	はい。
会長	よろしいですか。
各委員	了承
会長	続きまして、報告事項第3号「平成25年度国民健康保険事業会計決算について」事務局より報告願ひます。
国保課長	<p>報告事項第3号、平成25年度国民健康保険事業会計決算について御報告いたします。議案書の3ページから4ページに平成25年度決算の概況と被保険者の加入状況、保険給付費等の推移を昨年に引き続きグラフを用いて掲載しております。また、別冊の「平成25年度決算状況等について」という資料で、歳入・歳出それぞれの総括表と各項目の説明、本市の平成25年度における医療費の適正化、保険税の収納率向上対策の取組について掲載させていただいておりますので、これらの資料により説明させていただきます。それでは、議案書の3ページから説明させていただきます。平成25年度国民健康保険事業会計決算は、歳入総額186億2,306万4千円、歳出総額185億295万1千円で、歳入歳出差引額1億2,011万3千円を翌年度に繰り越しております。この繰越金につきましては、9月の議会に補正予算を提出し、全額を基金に積み立てる予定でございます。今決算におきまして、平成21年度以降5年連続での黒字となりましたが、この額には、精算により翌年度に返還しなければならない国庫支出金が約1億5,000万円含まれておりますので、実質的な収支は約3,000万円の赤字と捉えております。次に議案書の4ページをお開きください。4つのグラフを掲載しておりますけれども、まず左上のグラフですけれども、国保の加入状況の推移でございます。このグラフは年度平均での世帯数、被保険者数の推移を示しておりますが、平成23年度をピークに減少してきております。今年度に入っても減少の傾向は変わらず、7月末現在で被保険者数が40,736人、世帯数が25,989世帯となっております。加入者の年齢構成などを勘案しましても、今後もこの傾向は続くものと考えております。次に、右上のグラフで、国保税の調定額と収納率の推移でございますが、調定額については、加入者の減少、また世帯の所得の低迷などの影響を受け、平成23年度以降は減少しております。一方で、下段の表でございますけれども、左が保険給付費、右が納付金の推移となっております。給付費については、本市は全国に比べて伸び率は低いものの、年々増加しており、今後も医療の高度化、加入者の高齢化に伴いこの傾向は変わらないものと考えております。右下の納付金につきましても、後期高齢者医療、介護保険に係る納付金が年々増加しているのがわかります。これらの状況が、国保会計の収支を悪化させている要因であると捉えており、今後もこの傾向が続くものと懸念しているところでございます。</p> <p>続きまして、歳入歳出の各項目について御説明いたします。別冊資料の方になりますけれども、別冊資料の2ページ目をご覧くださいと思います。上段に歳入の総括表を掲載しておりますけれども、この中で予算現額Aと決算額Bとを比較した差引B-Aの大きい項目について説明させていただきます。1 国民健康保険税は、収納率の向上により、予算に対して8,187万6千円の増となりました。3ページをご覧くださいと思います。中段に過去5年間の収納率の推移を表にしております。表の下段、一般被保険者・退職被保険者等の総計で、平成25年度、現年課税分が91.76%前年比0.04ポイントの減、滞納繰越分が22.30%前年比0.67ポイントの増、合計が71.73%と前年比で2.13%の増となりました。この70%台の収納率を確保できたのは、昭和58年以来、実に30年ぶりとなります。今後も収納率向上に向け、地道な取組を継続してまいりたいと考えております。</p> <p>2ページ上段に戻りまして、3 国庫支出金は、予算に対して、1億2,031万8千円の増となりました。その内訳としましては療養給付費負担金等で約7,000万円、財政調整交付金で約5,000万円の増となっております。先程も若干触れましたが、この療養給付費負担金については概算で交付されておりますので、給付実績に基づく精算によりまして、約1億5,000万円を今年度に返還する予定となっております。9 繰入金は、予算に対して1億7,767万4千円の減となりました。この要因でございますが、平成25年度は収支不足が見込まれていたため、赤字補てんとして基金約1億5,000万円を繰入れる予定でございましたが、保険税や国庫支出金等の増により収支状況が改善されたため、基金の繰入を取りやめたものでございます。次に歳出でございます。資料の7ページをお開きください。上段に歳出の総括表を掲載しておりますが、歳入と同様、予算現額と決算額とを比較した不用額の大きい項目について御説明いたします。2 保険給付費は、予算に対して1億2,045万8千円の減となりました。一般被保険者療養給付費や出産育児一時金など、見込んでいた件数より減少したことにより執行残となったものでございます。</p>

8 保健事業費は、予算に対して1,001万5千円の減となりましたが、これは主に特定健診の委託料の執行残でございます。次に、10ページをお開きください。過去20年間の収支状況と、平成22年度に設立した基金の残高の推移を表にしております。平成21年度以降の5年間の推移を見ますと、保険税の減少と保険給付費や制度納付金などの歳出の増加に伴い、収支が悪化の傾向にあることがわかります。基金残高につきましては、平成25年度末で5億4,806万2千円となっております。ここに平成25年度の決算剰余金約1億2千万円を積み立てることになりますが、国道支出金の返還や平成26年度予算における収支不足を基金から取崩して補てんしていかなければならず、今後は残高が減少していくものと見込んでおります。最後となりますが、11ページに本市の平成25年度における医療費適正化対策・保健事業、収納率の向上対策について主な取組内容を記載しております。これら取組の強化により、給付費の適正化と収納率の向上に一定の効果が表れてきているものと考えておりますので、今後も継続して実施し、国民健康保険事業会計の健全化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。よろしく願います。

会長                    ありがとうございます。収納率についてですが、昨年11月に室蘭で開催された運営協議会の研修会で北海道厚生局の監査官が、良い事例として紹介した中で、トップに苫小牧市の滞納分収納率の向上を挙げていたんですけど、その時は、平成21年度から22年度で、2.81ポイント向上したことを褒めていたんですけど、平成25年度の滞納分収納率は、平成21年から見ますと5.85ポイント向上しております。その時の倍以上収納率が向上しているのですが、その後何か大きな取組などがありましたら、教えていただければと思います。

国保課長補佐        資料には25年度の主な取組を列記しておりますが、やはり地道な取組と職員一人一人の自覚によるものだと思っております。早期に相手に接触して納付を促し、納期限内にできるだけ納めていただくという取組も大事なことで考えておりますし、今後も続けていきたいと思っております。また、担税力という言い方なんですけど、財産があり、支払える能力がありながらも、滞納している方に対しては、速やかに納めるよう促しまして、約束が果たされない場合には、滞納処分を執行するというのを徹底していきたいと考えております。

会長                    その研修会の時も、差押とかは、行わなければならない事項として認識を統一している。単に意識の向上だけではない取組が評価されてました。あの時も褒められていたんですけど、今回は倍以上向上しています。是非、取組を徹底していただいて、収納率の向上を図ってほしいですね。それでは、ただ今の報告第3号につきまして、ご意見等をいただきたいと思っておりますのでよろしく願います。何かありませんか。

A委員                平成21年度から続けて黒字というのは、すごいなと見ていました。

B委員                先程の滞納している方なんですけど、以前のお話の中で、本当に払えなくて滞納となる方と、払えるのに払ってくださらない方がいるように仰ってたんですけども、やはり今もそういう方がいるんでしょうか。

国保課長補佐        以前から比べると減ってきていると思います。本当に払えない、どうしても払えない方に対しては、滞納処分の執行停止ですとか、猶予という形をとっておりますし、担税力があるけど払わないという方に対しては、滞納処分を執行するという形をとっております。しかし、そうならないのが一番いいことですので、やはり早期にできるだけ接触を図り、納付を促すことと、事情を伺って支払が困難であることを確認したならば、納付の猶予ですとか、分割納付での対応ですとか、滞納処分の執行停止という形で対応しております。それぞれの方の事情によって違いますので、一律同じような形はとっておりません。財産調査をした上で、担税力がある方に対しては、厳しい対応をしております。

会長                    国保新聞を見ますと、名古屋市とか寝屋川市の方で口座振替を条例化するとか、収納がしやすいように色々なことを考えておられるようですが、苫小牧市では、そういう口座振替などで納付しやすくなるような検討をされているんですか。

国保課長            マルチペイメントネットワークというものがございまして、ペイジーとって窓口で携帯端末を設置しまして、キャッシュカードをお持ちいただければ、それをスキャンして、暗証番号を入れていただくことで口座の登録ができるようなシステムの検討をしています。来年度以降、時期をはっきりと申し上げることは難しいですが、導入に向けて少しずつ動いているところでございます。それを使うことで加入の手続に来たときですとか、その場で口座振替手続を済ませただけであれば、少しずつ口座振替の件数も増えていくと思われまして、それが確実な収納に繋がっていくものと考えております。

発 言 者	発 言 内 容
市民生活部長	今現在ですと、口座振替する時に銀行印をお持ちいただいたり、手続にちょっと煩雑なところがありまして、なかなか口座振替が広がらないというところもあるかと思います。このペイジーを導入すると、キャッシュカードをお持ちいただき、暗証番号を打つだけで口座の手続が済んでしまいます。そのようなところも活用し、口座振替の率を上げていく努力を進めたいと思っています。
会長	来年以降の検討になってきますか。
国保課長	そうですね。
会長	国保新聞を見てると、他の自治体では、家宅搜索とか、タイヤロックとか、かなり強制的な取組を行っていますが、これは何も不正への対応ばかりではなく、本当に大変な状況であれば手を差し伸べますという意味もある訳ですね。こういう所に関しても色々調査していただいて、やらなければならないものはやっていただきたいと思いますが、そのような事例はありましたか。
国保課長補佐	搜索は、国税徴収法に基づいた滞納処分の一つの方法でございます。タイヤロックの装置もありますが、できる限りそういったものを使わずにいきたいという考えがございます。どうしてもという場合はやらざるを得ないと思いますが、現在のところ未実施です。
会長	やるぞというのが抑止力になると思いますが、あまり強調するのも何かと思います。
国保課長補佐	そのようなケースというのは、他に財産が何も無い方です。給料がない、預金を調べてもない、不動産もない、生命保険もない、ですが、軽自動車があり、本人名義であった場合です。名義が本人に移転されていないケースもありますので、慎重に調べないと大変なことになりますので。
会長	一方で本当に困ってる方がいますから、一つ間違えたら大変なことになりますよね。
国保課長補佐	やはり今は、車がないと生活の面、仕事の面で支障をきたす場合もありますので、その辺の事情を慎重に見極めなければならないと思います。
会長	ありがとうございます。よろしいですか。
各委員	了承
会長	それでは、次に協議事項第1号「国民健康保険税の納期数について」説明をよろしくお願いいたします。
国保課長	それでは、協議第1号、国民健康保険税の納期数について御説明いたします。 先程報告第2号の中でも御説明させていただきましたけれども、平成26年度予算審査特別委員会と第15回定例会におきまして、納税者の負担感の軽減を図るとともに、収納率の向上の観点から、国民健康保険税の納期数を現行の10期納付から12期納付へ見直すことができないかという質問がございました。私ども担当課では、この件につきまして、これまで調査研究を進めてまいりましたけれども、今回は、検討した結果について委員の皆様へ御意見を伺いたいと思います。納期数につきまして、5ページの上段に現行の10期納付と12期納付にした場合の違いを図で示しております。まず、(1)現行10期納付について御説明いたします。国保税は前年の所得を基に算定することとなっております。前年所得の確定時期が6月となりますことから、6月を1期として3月の10期までを納期としており、納付書は6月に送付しております。これを12期納付として(2)のようにした場合、税額確定前の4月と5月の納期分につきましては、前年度の保険税額を12分割するなどした仮算定額の納付書を4月に発送いたします。6月以降の分は、確定した課税額から、既にお知らせした仮算定分を差し引いた額を10期に分けた納付書を6月に送付いたします。具体的にお示ししたいと思いますので、1枚別紙として参考資料を用意させていただいております。そちらをご覧くださいと思います。ここに12期納付のイメージを記載しておりますが、わかりやすいように作成したものでございますので、あくまで一つの例ということで聞いていただければと思います。ここでは40歳代単身世帯の例を挙げております。平成25年に給与収入で年額126万円の方が、翌26年には96万円に減少し、27年には132万円に増加したと仮定した場合、右の囲いに保険税額を示しておりますけれども、平成26年度税額が年額95,900円、27年度は22,300円、28年度は103,600円になります。これを納期別に示したのがその下の現行、10期納付、仮算定なしという中段の表になります。現在は10期でございますので、この中段の表のとおりということでございます。一番下の表を見ていただきたいと思います。こちらが12期納付とした場合のイメージになります。平成26年度は、現行の10期納付で記載しておりますが、27年度から12期納付開始をイメージしたものでございます。



発 言 者	発 言 内 容
国保課長	そういった意見も、もちろんあると思います。
D委員	資産税は払わなきゃいけない、市民税は払わなきゃいけない、納期が重なった月は結構な額になるので、払わない月があったらほっとする気持ちもあるのかなと思います。
会長	12期納付によって、12分の10から12分の12だから、月々でいうとそんなに割安感を感じ取れるか難しいのではないですか。
国保課長	年税額の大きい方は、確かにならすことで差は出てくるかもしれないですが、年税額の少ない方には、そんなに差が出てこないかなと思います。
B委員	手間もかかるってことですよね。それに12回払いにしたらお金がかかるんですよね。
国保課長	そうですね。お知らせする作業が2回出てきますので。
D委員	その経費も結構ありますよね。郵送料とかで700万円もかかる。さっき説明のあった口座振替を導入すると、そういう経費はかからないのですか。
C委員	どちらにしても、税額の案内の経費はかかるから。
課長補佐	6月の中旬に当初納付書を送りますが、ちょっと厳しいから12回に分割して欲しいという納税相談を受けております。納期を12回にしまうとそれ以上の分割はできなくなります。
会長	分割払いの要望というのはあるんですか。
課長補佐	納付書が届いた時点で、窓口にご相談に来られる方は多いです。実際に来られる方は毎年1,000件くらいだと思いますが、その際にどうしても12回にしたいという方もおりますので、それは対応しています。
会長	実際に対応を必要とする方には対応してるということですね。
課長補佐	しております。
D委員	納期は、その月によって月初めと月末に払わなきゃならない場合がありますよね。今月2回もあるとあって、そういうのもちょっとあるのかなと思います。
課長補佐	納期は月末となっておりますが、月末が土日や祝日と重なりますと、その翌日にずれ込むので、月初めと月末の2回の納期がある月ができてしまいます。
D委員	主婦からしますと大変かなと思まして。
会長	この件については、協議事項となっておりますが、どのような形をとったらよろしいでしょうか。
市民生活部長	委員の皆さんの御意見をお伺いした上で、我々としても最終的に判断したいと思っております。ですから、本当に思ったところをお話しいただいてけっこうです。
会長	わかりました。12回の方が良いというご意見がありましたらお願いします。
D委員	保険料というのは、御年輩の方、年金暮らしの方、75歳以上とかの方でも、皆さん納付してるものなんですかね。
B委員	所得に応じて保険料はかかりますよね。主人は78歳ですが働いていますので。
国保課長	国民健康保険としては、74歳以下の方が被保険者になりますので、75歳になりますと後期高齢者の医療制度としての保険料が、別な形でかかってまいります。
B委員	後期高齢者でも国保でも両方引かれますよね。国保はわずかで、後期高齢者は結構な金額となります。主人が働いているので。それで所得で結構な金額になりますけど。
国保課長	同じ世帯の中で、75歳以上の方と75歳未満の方がいらっしゃる世帯ということかと思いますが、世帯主様に後期高齢者の分、国保の分っていうのが発生する場合もございます。
会長	よろしいですか。
D委員	後期高齢者の保険料っていうのは、年金から天引きになったんですか。
国保課長	基本的に年金からの天引きということになっております。



発 言 者	発 言 内 容
B委員	年金からは引かないでくださいっていう場合は引かないんですよ。黙っていると引かれますけど。
総務係長	口座からの引き落としも選択できるようになっているはずですよ。
D委員	お年寄りの方でね、引き落としになってとか、色々おっしゃってた方がいたものですから。わかりました。ありがとうございました。
会長	他に何かございますか。
会長	それでは、こういう意見がでたということを踏まえていただければと思います。こういった比較でいうと、メリットがあまり感じられないなというところですね。
会長	よろしいでしょうか。協議事項第1号についてはこういう形で終わらせていただきたいと思いません。
各委員	了承
会長	それでは次に、その他ということで、事務局の方から何かございませんか。
国保課長	今回の運営協議会のお話をさせていただきたいと思えます。諮問案件を考えているものがございしますので、10月に運営協議会の開催を予定しております。日程が決まりましたら改めて御案内させていただきます。
C委員	10月ですか。
国保課長	10月中旬以降に開催したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。
会長	日程は別途連絡をいただけるということでよろしいですね。その他、何かご意見、ご質問等ありますか。
C委員	先程のお話の中で、出前健診の関係を検討中だということでしたが、出前健診という、どのような形になりますか。
国保課長	今考えているのは、送迎のバスが保健センターにございまして、そちらで団体さんのところに迎えに行き、送迎をして健診を受けてもらえないかなというところで検討をしております。検診バスというのは、また別の話になるんですけども。
会長	検診バスを出すのではなくて。
国保課長	はい。普通のバスでもって、一定数の人を乗せて、送迎をして健診を受けてもらうようなことができないうところの検討をしております。
D委員	それは会社関係とか、団体さんの人数がある程度まとまっていて、送迎するということですか。
国保課長	会社もあまり大きなところだと、国保ではないような形になってしまいます。
D委員	町内会とか。
国保課長	そうですね。そういったところになろうかなとは思っています。
B委員	人数がまとまったりしたらですね。
国保課長	そうですね。そこはまた順次決まり次第御報告させていただきたいと思えます。
会長	あと、健康づくりの取組として、ウォーキングラリーとか、路上喫煙禁止とか、健康体操とか、色々ありますが、収納率の向上という観点も大事ですけど、是非健康づくりの取組に期待したいですけどね。
C委員	そういうのも含めて道立の苫小牧病院の跡地、もっと活用できるようになるといいですよ。
B委員	前に健康の料理教室みたいなことをやっていると聞いたことがありますけれど。
会長	ラジオ体操とかもあるんですよ。65歳以上の対象者になりますけれども。

発 言 者	発 言 内 容
D委員	去年、運営協議会の研修の中でありましたよね、手を叩いて歩く、ああいう脳トレも含めた体操みたいなものとかね。
B委員	認知症の防止みたいな感じでしたよね。
総務係長	ふまねっと体操ですね。
D委員	どこの町でも健康に取り組んでますよね本当に。笑うだとか。
国保課長	今年度の話しになるんですけど、特定健診であまり状態のよろしくない方に対して、そのあと特定保健指導というものが入ってくるのですが、その中で、少し体を動かして、運動習慣をつけてもらおうということもございまして、市の公共施設、体育館とかプールでございしますが、そちらの利用券も付けた形で、運動をしていただき、健康になっていただくという取組を導入して始まるところでございます。
D委員	保健センターで健診をして、プールの券とか入っているものでしたね。
給付係長	8月25日からですが、特定健診を受けていただいた方の中から、特定保健指導の対象、生活習慣病のリスクが高い方に対して、利用券を送らせていただいております。保健指導の利用券が入っておりますので、保健センターに予約していただき、保健指導を受けていただいた方を対象に施設の利用券をお渡ししております。市内の3施設を利用しながら、お食事だとかも含めて生活改善していただくというメニューになっています。
D委員	わかりました。ありがとうございます。
会長	委員の皆様から、他にご意見などありませんか。
各委員	なし。
会長	それでは以上で、第4回の運営協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。